

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様の豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続けるという基本理念のもと、健全で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続して向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題であると位置づけています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオンマーケットインベストメント株式会社	67,160,805	51.00
カスミ取引先持株会	2,947,566	2.23
公益財団法人神林留学生奨学会	2,200,000	1.67
日本生命保険相互会社	1,531,608	1.16
株式会社日本アクセス	1,461,457	1.11
国分株式会社	1,027,013	0.78
株式会社常陽銀行	1,000,000	0.75
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	963,130	0.73
カスミ従業員持株会	937,593	0.71
株式会社ママダ	877,800	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

イオンマーケットインベストメント株式会社は、イオン株式会社が約71%、丸紅株式会社が約29%を出資する会社であるため、イオンマーケットインベストメント株式会社も当社の親会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 2 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、親会社であるイオン株式会社及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しており、当社グループ各社は商品仕入等について親会社と取引を行っておりますが、当該親会社との取引は、第三者との取引同様、公正に行っており、親会社との取引が少数株主の利益を害することがないよう努めております。

今後も、親会社の影響を受け、親会社に有利な取引、投資、事業展開を行うことなく、少数株主の保護上問題のない体制を構築していきます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社であるイオン株式会社の役員2名が、当社の取締役、監査役を兼任しておりますが、当社グループは、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行し、イオン株式会社とは相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上につながるよう社内体制の確保等を重視したコーポレート・ガバナンス体制を有しており、イオン株式会社からの独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋吉 満	他の会社の出身者											
鳥飼 重和	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋吉 満		——	総合商社において、長年にわたる出資先企業の管理業務経験を有し、コーポレート・ガバナンスに精通していることから、透明性ある適切な企業運営を行うにあたり適任であると判断しています。
鳥飼 重和	○	——	1. 社外取締役に選任した理由 弁護士として企業法務に関する豊かな経験と財務及び会計に関する幅広い知見を経営に活かしていただくため。会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。 2. 独立役員に指定した理由 経営陣から独立した客観的な立場にあり、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、定期的に会計監査業務についてのアドバイスをいただくとともに、密に情報交換を行ってまいります。内部監査部門とは定期的に情報交換を行い、統括機能及び内部監査機能の強化を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹岡 晃	他の会社の出身者													
若生 信弥	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹岡 晃		――	企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し公正かつ適正な監査を行えるものと判断したため。
若生 信弥		――	金融事業分野における長年の経験や幅広い知見や職見を有しており、多角的な視点からの監査が行えるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

今後検討いたします。

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

定款にて会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に係る取締役の報酬等の合計額は1億5,000万円以内と定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の専従スタッフを特定しておりませんが、適宜関係部署で対応します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会・監査役会設置会社であり、それぞれの機関を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。会社の重要事項の審議・決定は「取締役会」「経営会議」を通じて行います。
「取締役会」は取締役8名(うち社外取締役2名 男性8名)で構成され、原則として毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催します。取締役会において各取締役は、法定の決議事項及び取締役会規程に定める付議事項を審議・決議し、法令遵守と適切なリスク管理の下で業務を執行します。
「監査役会」は、監査役4名(うち社外監査役2名 男性4名)で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行います。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役の職務執行の適法性、財産の状況等の監査を行っています。
社外取締役が経営に参加することで公正・透明な経営を推進し、社外取締役2名及び社外監査役2名が独立的な立場で、各々の専門知識、幅広い視野と豊かな経験に基づき、経営上の監督機能を果たします。
会計監査につきましては有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営上の意思決定、業務執行、監督及び経営監視機能を明確に区分し、監査役会、社外取締役及び社外監査役による監視強化を図る体制が、当社にとって効率的・効果的なコーポレート・ガバナンス体制と考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前までに発送する予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日に株主総会を開催するように努めて参ります。
電磁的方法による議決権の行使	必要に応じて、今後検討致します。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	必要に応じて、今後検討致します。
招集通知(要約)の英文での提供	必要に応じて、今後検討致します。
その他	株主総会における報告事項はビジュアル化し株主様にわかりやすいプレゼンテーションを実施する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに基本方針等を開示する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて、今後検討致します。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算短信、決算短信発表後に、経済記者・流通記者等を中心に当該決算情報の説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて、今後検討致します。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、説明会資料などを掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略部が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、お客様の豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続けることを基本理念とし、各子会社で具体的な行動基準・規範を定め株主、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。 具体的な行動基準は、U.S.M.H行動規範等に定める予定です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	完全子会社である株式会社マルエツ及び株式会社カスミにおいて、以下のとおりCSR活動や社会・環境問題への自主的な取組みを行っております。 《株式会社マルエツ》 店頭での資源物回収や環境配慮型商品の開発・販売、店頭募金(盲導犬募金、国内外の被災地救援募金)や緑の募金への寄附など、社会・地域への貢献活動及び森林再生事業を実施しています。年間の活動結果は、「社会・環境報告」にて報告するとともに、株式会社マルエツのホームページに掲載しています。 《株式会社カスミ》 店頭での資源物回収、資源節約のためのレジ袋の削減、国内外の被災地救援、地域環境保全団体への寄附など社会・地域への貢献活動及び森林再生事業を実施しています。年間の活動結果は会社案内にて報告し、特に環境社会活動については、タイムリーに株式会社カスミのホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「U.S.M.H行動規範」等で、ステークホルダーに対する情報提供方針を策定する予定です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ会社を含めて事業の健全な発展を継続させるため内部統制システム構築に関する基本方針を取締役会で決議しております。(平成27年3月2日)

内部統制システム構築に関する基本方針について、以下のように定めています。なお、当該基本方針については、社内外の環境変化等、必要に応じて適宜見直しを行います。

1. コンプライアンス管理体制

(1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として、「U.S.M.H行動規範」を定め、全対象者に周知徹底します。
(2)人事総務部は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携を図り、法令等への対応及び周知徹底の為の教育、遵守状況の監査、リスク管理体制の基盤の整備などを実施します。

(3)ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社全体を対象とした内部監査、内部統制の状況、及び全従業員から「内部通報窓口」に通報された内容は、「経営会議」に報告されます。

(4)市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に定めて、一切の関係を遮断します。

2. 情報保存体制

取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係わる情報の保存及び管理は、担当部署を明確にし、社内規程の定めるところに従い、保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

3. リスク管理体制

(1)リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程を整備し、その徹底を図ります。

(2)上記体制の構築を図るため、リスク管理に関する方針や計画を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図ります。

(3)財務報告に係わる内部統制構築(「J-SOX法」への対応)に関し事業会社を含め取組みます。

4. 監査役を補助する従業員の体制

(1)取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。

(2)内部統制室の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は、当該使用人に対して、これを命じるものとします。

(3)監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

5. 前項の使用人の取締役からの独立性

監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して、事前に監査役会の意見を尊重して、同意を得るものとします。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

(1)取締役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。

また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告します。

(2)取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

7. 効率的職務執行体制

(1)社内規程により、「職務権限」「業務分掌」等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

(2)組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

8. 企業集団の体制

(1)事業会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。

(2)事業会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。

(3)内部統制室は、事業会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促進します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われる体制

(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図る為、適宜会合をもち、意見交換をします。

(2)取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と事業会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。

(3)取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査が実効的に行われるようにします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。当社は、反社会的勢力の排除を規定し、全従業員に周知するとともに、反社会的勢力に対処するため警察や弁護士との連携を図ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社の適時開示に関する基本方針

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行ってまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)開示担当部署について

適時開示の担当部署は経営戦略部です。経営戦略部は、経営管理部、人事総務部及び子会社の情報取扱責任者と連携して適時開示の対象となる可能性のある会社情報の集約を行います。

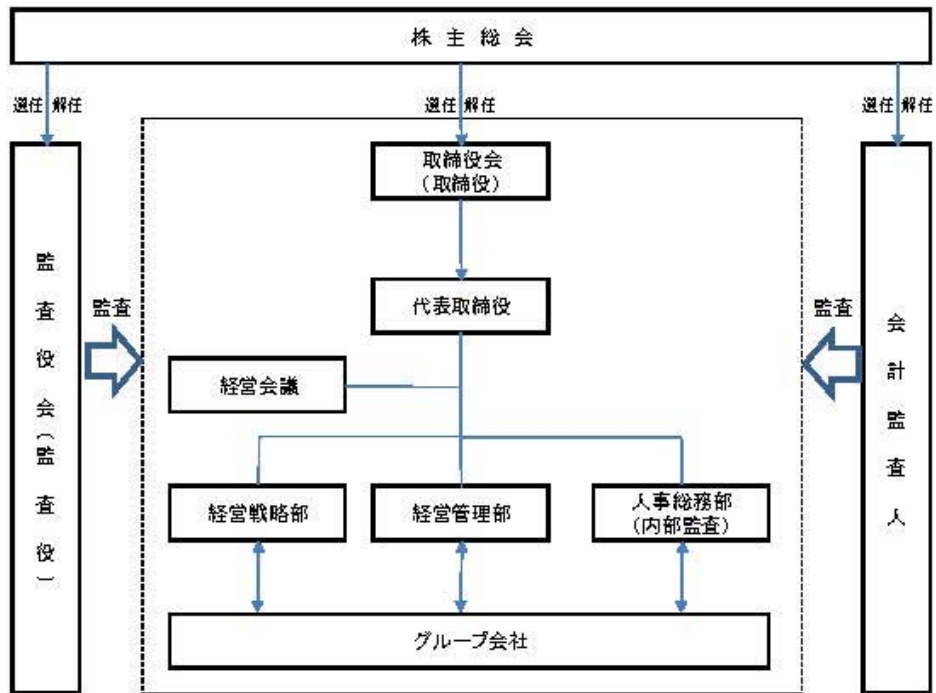
(2)決定事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)

取締役会で付議される決定事項について、適時開示の要否の判断を経営戦略部、関連部署及び子会社の情報取扱責任者と連携して検討し、開示手続は、取締役会で承認を得た後、経営管理部にて行います。また、経営戦略部を通じて各報道機関への開示を行います。

(3)発生事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)

集約された発生事実について、適時開示の要否の判断を経営戦略部、関連部署及び子会社の情報取扱責任者と連携して検討し、開示手続は、経営管理部にて行います。また、経営戦略部を通じて各報道機関への開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

